

IV. 関 連 資 料

- 歯なまるスマイルⅡR4 年度評価集計結果
- 令和 4 年度フッ化物洗口実施状況
- 歯科口腔保健の推進に関する法律
- 長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例

【歯なまらスマイルプランII評価集計表】

1. 目標

(1) 成果指標

ライフステージ または社会分野	評価	圏域										県立保健所										県全体	前年度の 状況	H28基準	目標
		保徳所設置市		佐田保市		西成	東央	県南	県北	五島		上五島	志岐	対馬	公立計	県立学校 (再掲)	私立学校	歯なまら R4評価							
1. 乳幼児期	3歳児のおし歯のない者の割合を85%以上 (R4目標)	受診者数(人)	2,683	1,856	738	2,191	856	453	200	76	183	200	183	200	200	194	9,456	85.3%	84.6%	85%					
		おし歯のない者の割合(%)	38.6	24.8	8.3	31.5	15.1	10.4	38	10	19	38	19	38	38	36	1,393	85.3%	84.6%	85%					
2. 学齢期	3歳までにフッ化物歯面塗布を受けたことのある者の割合の増加(R4目標:90%)	受診者数(人)	2,638	1,855	735	2,216	857	401	200	76	345	200	345	200	199	9,543	76.8%	85.3%	90%						
		おし歯のない者の割合(%)	47.3	50.5	81.8	71.4	71.0	61.3	95.0	97.9	96.8	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	1,393	76.8%	85.3%	90%					
3. 成人期	12歳以上の平均おし歯の本数の減少(R4目標:0.85本以下)	受診者数(人)	2,810	2,191	801	2,555	1,017	363	103	32	235	103	235	103	104	7,300	0.65本	0.71本	0.85本以下						
		おし歯の本数の減少(R4目標:1.22本以下)	1.90	1.96	1.80	1.96	1.97	1.77	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67	8,102	1.11本	1.24本	1.22本以下					
4. 高齢期	60歳以上の歯を有する者の割合の増加(R4目標:70%)	受診者数(人)	1,764	1,339	413	1,924	668	101	226	101	226	223	422	307	194	7,300	3.6%	3.4%	3%						
		歯を有する者の割合(%)	84	72	22	84	72	22	84	72	22	84	72	22	84	72	1,111	3.6%	3.4%	3%					
5. 障害児・者の歯科保健対策	60歳以上の歯を有する者の割合の増加(R4目標:45%)	受診者数(人)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	55.6%	(R4)	53.1%	60%					
		歯を有する者の割合(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	55.6%	(R4)	53.1%	60%				
6. 歯科保健体制の強化のための体制づくり	市町の個別歯科保健計画策定の増加(R4目標:増加)	市町の非常勤歯科衛生士の配置(人)	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	76.5%	76.5%	76.9%	80%					
		市町の非常勤歯科衛生士の配置(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	76.5%	76.5%	76.9%	80%				
7. 歯科保健体制の強化のための体制づくり	市町の個別歯科保健計画策定の増加(R4目標:増加)	市町の非常勤歯科衛生士の配置(人)	5	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	76.5%	76.5%	76.9%	80%					
		市町の非常勤歯科衛生士の配置(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	76.5%	76.5%	76.9%	80%				

(2) 活動指標

区分	評価	達成状況：目標に対して、100%以上（達成）、90%以上（概ね達成）、90%未満（未達成）																	
		圏域		保健所設置市							県立保健所							県内	県全体
ライフステージ または社会分野	評価	佐賀市	佐賀保健所	西彼	東央	県南	県北	五島	上五島	香取	対馬	市町計	県立学校	私立学校	県全体	前年度 の状況	H28基準	目標	
1. 乳幼児期	認可保育所・幼稚園・認定こども園のフッ化 物水口実施施設割合の増加（R4目標： 85%）	対象施設数（ヶ所）	14	102	43	12	84	35	11	19	16	160	59	450	80.5%	81.8%	67.8%	85%	
		実施施設数（ヶ所）	94	77.5%	90.7%	75.4%	84.5%	94.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	60	450	80.5%	80.5%	67.8%	85%	
2. 学齢期	小学校でのフッ化物物水口実施校率100%維持 （R4目標）	対象施設数（ヶ所）	68	46	19	51	42	26	14	12	17	133	31	197	98.7%	99.1%	83.0%	100%維持	
		実施施設数（ヶ所）	68	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	33	197	98.7%	98.7%	83.0%	100%維持	
3. 成人期	中学校でのフッ化物物水口実施校率の増加※R2に 100%、以降100%維持（R4目標）	対象施設数（ヶ所）	37	26	11	23	20	15	6	4	11	164	3	170	95.0%	94.4%	13.6%	100%	
		実施施設数（ヶ所）	37	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	25	170	95.0%	94.4%	13.6%	100%
4. 高齢期	年1回以上全小中学校・中学校・高等学校に対 し、歯周病対策に係る情報提供の実施、（R4目 標：100%）	対象施設数（ヶ所）	1	1	2	3	3	1	2	1	1	92	44	100.0%	100.0%	-	100%		
		実施施設数（ヶ所）	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92	44	100.0%	100.0%	-	100%		
5. 障害児・ 者の歯科保健 対策	過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合 の増加（R4目標：65%）	対象者数（人）	1	1	2	3	3	1	2	1	1	16	16	95.2%	17	19	65%		
		実施施設数（ヶ所）	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	16	16	95.2%	17	65%	
6. 歯科保健 体制の強化 （A. 歯科保健 強化のための 体制づくり）	妊産婦を対象とした歯科健診、相談・健康教育 を全市町で実施（R4目標）	妊産婦健診実施施設数（ヶ所）	1	1	2	3	3	1	2	1	1	16	16	95.2%	17	19	65%		
		実施施設数（ヶ所）	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	16	16	95.2%	17	65%	
7. 成人期	若い世代（20～39歳）を対象とした歯科疾患 対策等（R4目標）	対象施設数（ヶ所）	1	1	2	3	3	1	2	1	1	16	16	95.2%	17	19	65%		
		実施施設数（ヶ所）	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	16	16	95.2%	17	65%	
8. 高齢期	40歳以上を対象とした歯科健診（健康増進事業 の歯周病検診含む）を全市町で実施（R4目標）	対象施設数（ヶ所）	1	1	2	3	3	1	2	1	1	16	16	95.2%	17	19	65%		
		実施施設数（ヶ所）	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	16	16	95.2%	17	65%	
9. 成人期	【再掲】 過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合 の増加（R4目標：65%）	対象者数（人）	1	1	2	3	3	1	2	1	1	16	16	95.2%	17	19	65%		
		実施施設数（ヶ所）	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	16	16	95.2%	17	65%	
10. 成人期	【再掲】 過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合 の増加（R4目標：65%）	対象者数（人）	1	1	2	3	3	1	2	1	1	16	16	95.2%	17	19	65%		
		実施施設数（ヶ所）	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	16	16	95.2%	17	65%	
11. 成人期	障害児・者施設を対象とした口腔ケア等に関す る研修の実施（R4目標：年1回以上）	実施施設数（ヶ所）	1	1	2	3	3	1	2	1	1	16	16	95.2%	17	19	65%		
		実施施設数（ヶ所）	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	16	16	95.2%	17	19	65%	
12. 成人期	障害児・者施設を対象としたニーズ把握（R4目 標：実施）	実施施設数（ヶ所）	1	1	2	3	3	1	2	1	1	16	16	95.2%	17	19	65%		
		実施施設数（ヶ所）	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	16	16	95.2%	17	19	65%	
13. 成人期	地域への歯科専門職の派遣の増加（R4目標：増 加）	実施施設数（ヶ所）	1	1	2	3	3	1	2	1	1	16	16	95.2%	17	19	65%		
		実施施設数（ヶ所）	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	16	16	95.2%	17	19	65%	
14. 成人期	歯科医師会・歯科保健 体制の強化 （A. 歯科保健 強化のための 体制づくり）	実施施設数（ヶ所）	1	1	2	3	3	1	2	1	1	16	16	95.2%	17	19	65%		
		実施施設数（ヶ所）	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	16	16	95.2%	17	19	65%	
15. 成人期	歯科医師会・歯科保健 体制の強化 （B. 災害時の 歯科保健）	実施施設数（ヶ所）	1	1	2	3	3	1	2	1	1	16	16	95.2%	17	19	65%		
		実施施設数（ヶ所）	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	16	16	95.2%	17	19	65%	

2. (R5.7現在) 市町の歯科保健体制の現状

(R5.7現在)

	歯科保健計画の策定状況				歯科保健を協議する場			
	策定年度	計画策定状況	左記計画名	歯科保健個別計画の策定状況	歯科保健個別計画を策定しない理由、または歯科保健個別計画策定予定(予定年度)	協議会設置	別途協議する場の設置	未設置
政令市	長崎市	平成24年度策定	歯科個別計画	長崎市歯科口腔保健推進計画	策定済		○	
政令市	佐世保市	平成24年度策定	歯科個別計画	佐世保市 歯・口腔の健康づくり推進計画	策定済		○	
県南	島原市	平成25年度策定	健康づくり計画	健康しまばら21(第2次)	予定なし	健康づくり計画において、歯や口の健康についての取り組みを行っている所であり、また、毎年、歯科保健推進協議会にて協議も行ってきているため、現状では歯科保健個別計画の必要性を感じない。	○	
県央	諫早市	平成30年度策定	健康づくり計画	健康いさはや21(第3次)	策定予定	歯科保健個別計画策定予定(令和6年度)	○	
県央	大村市	平成27年度策定	歯科個別計画	第2次おおむら歯なまるスマイル21計画	策定済		○	
県北	平戸市	平成24年度策定	健康づくり計画	いきいき平戸21(第二次)	予定なし	健康づくり計画に歯科計画も含んでいるため。		○
県北	松浦市	平成26年度策定	健康づくり計画	松浦市健康づくり総合計画 いきいき松浦21	予定なし	歯科を含めた健康づくり計画の策定があること。		○
対馬	対馬市	平成24年度策定	歯科個別計画	歯なまるスマイルプラン(対馬市版)	策定済		○	
巻岐	巻岐市	平成29年度策定	健康づくり計画	巻岐市保健事業計画(第2次)	予定なし	歯科を含めた保健事業計画(第2次)の策定があるため。		○
五島	五島市	平成25年度策定	健康づくり計画	五島市健康づくり計画	予定なし	健康づくり計画に歯・口腔の健康の項目を設定している。個別計画を策定する余力がない。		○
西彼	西海市	平成24年度策定	健康づくり計画	第二次健康さいかい21	予定なし	健康づくり計画の中に、歯科保健に関する部分を含んでいる。		○
県南	雲仙市	平成24年度策定	健康づくり計画	健康うんぜん21(第2次)	予定なし	次期健康づくり計画においても歯科項目があるため	○	

策定年度	計画策定状況	左記計画名	歯科保健計画の策定状況		歯科保健を協議する場		
			歯科保健個別計画の検討状況	歯科保健個別計画策定予定(予定年度)	協議会設置	別途協議する場の設置	
南 南島原市	健康づくり計画	南島原市 ころもと体、口腔の健康づくり、食育推進計画(ひまわりプランⅢ)	予定なし	健康づくり計画の中に策定されており、ころもと体や食育推進と合わせて推進していきたいため。	○		
西 長与町	健康づくり計画	第2次健康ながよ21	予定なし	健康増進計画の中で他分野と連動した計画として推進していくため。		○	
西 時津町	健康づくり計画	健康とぎつ21(第二次)	予定なし	健康増進計画の中に、歯科保健に関する部分を含んでいる。		○	
県 東彼杵町	健康づくり計画	健康東そのぎ21(第2次)	予定なし	健康づくり計画の中に、歯科保健に関する部分を含んでいるため。		○	
県 川棚町	歯科個別計画	川棚町歯科保健推進計画	策定済			○	
県 波佐見町	健康づくり計画	健康はさみ21(第2次)	予定なし	健康増進計画に含んでいる	○		
上 小値賀町	歯科個別計画	小値賀町歯科保健事業計画	策定済		○		
県 佐々町	健康づくり計画	健康さざ21 佐々町健康増進計画 佐々町食育推進計画	予定なし	健康増進計画の中で他分野と連動した計画として推進していくため。		○	
上 新上五島町 令和2年度策定	健康づくり計画 子ども・子育て 支援事業計画	新上五島町健康づくり計画 新上五島町第2期子ども・子育て支援事業計画	予定なし	専門職が配置されていないか、個別計画策定の検討に至っていない。		○	
計					10	11	0

6 市町

3. 令和4年度の取り組み状況

(1) 乳幼児期

政令市	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							
		普及啓発	健診・検診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (塗布・洗口等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指導	その他
長崎市	むし歯予防教室	○					○		
	1歳6か月児歯科健康診査	○	○		○			○	
	フッ化物歯磨剤の配布（1歳6か月児歯科健診時に配布）	○							
	歯育て健診（歯科健診及びフッ化物塗布）	○	○		○	○		○	
	2歳児歯科健診（1歳6か月児歯科健診結果によりハイリスク児選出し実施）	○	○		○	○		○	
	歯科予防処置事業 （1歳6か月・2歳児歯科健診時にフッ化物歯面塗布を実施）	○			○	○		○	
	3歳児歯科健康診査	○	○					○	
	フッ化物洗口推進事業	○			○	○			
	長崎市国民健康保険歯科健診(市歯科医師会と協定、会員医療機関で受診)		○	○		○			
	長崎市国民健康保険歯科健診(特定健診会場に歯科医師・歯科衛生士を派遣)		○	○				○	
佐世保市	子育て支援センター健康教育	○						○	
	わいわい広場	○						○	
	1歳6か月児健康診査		○		○				
	2歳児経過歯科健診(1歳6か月児健診後フォロー事業)		○		○				
	歯みんぐ・ルーム		○		○				
	3歳児健康診査		○		○				
	親子のつどい	○							
	歯科健康教室(市内保育所・幼稚園・認定こども園・子育てサークルからの講師派遣依頼)	○							
	フッ化物洗口実施状況意向調査	○					○		
	佐世保市フッ化物洗口推進事業（保育所・幼稚園・認定こども園への補助及び市歯科医師会との連携）				○	○			
島原市	幼児歯科健康診査		○						
	離乳食教室								
	フッ素塗布事業				○			○	
	フッ化物洗口推進事業				○				
諫早市	諫早市子育て支援ガイド	○							
	諫早市ホームページ（更新）	○							
	乳児健康相談							○	
	1歳6か月児健康診査		○					○	
	2歳6か月児歯科健康診査		○		○			○	
	3歳児健康診査		○					○	
県南	フッ化物洗口事業意向調査								○
	フッ化物洗口事業				○				

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他	
		普及啓発	健診・検診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (塗布・洗口等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指導		
県央	大村市	母子健康手帳交付時の個別指導 乳幼児すくすく健康相談での歯科衛生士による個別指導 次世代むし歯予防対策事業(1歳6か月児・3歳児健診・幼稚園・保育所等 フッ化物洗口)	○						○	
県北	平戸市	乳児健診時個別歯科保健指導(歯科衛生士) 1歳6か月児・3歳児 歯科健診 フッ化物塗布事業 フッ化物洗口事業 1歳6か月児・3歳児健診	○	○	○	○	○	○		○
県北	松浦市	幼児歯科相談(フッ化物塗布) 幼児歯科健診(1歳~就学前) (健診・フッ化物塗布) フッ化物洗口推進事業 乳幼児相談 健康保育	○	○	○	○	○			○
対馬	対馬市	乳児健診 地域子育て支援事業(子育て支援センター等での健康教育・歯科指導) 1歳6か月児健診・3歳児健診 2歳児歯科健診 フッ化物洗口推進事業 よい歯の教室(3~5歳) もうすぐ1年生の歯磨き教室(年長児) 歯なまる教室	○	○	○	○	○	○	○	○
舌岐	舌岐市	フッ化物洗口事業 フッ化物塗布事業 いきいろ相談	○							
五島	五島市	10か月児健診 1歳6か月児健診・3歳児健診 2歳児健康相談 フッ化物洗口事業 幼児歯科相談(1歳6か月児健診、2歳児健康相談でのう蝕ハイリスク児に対 して歯科指導・フッ素塗布を実施) 乳幼児相談	○	○	○	○	○	○	○	○
西彼	西海市	乳児健診 1歳6か月児健診 3歳6か月児健診 保育所・幼稚園等施設におけるフッ化物洗口	○							○

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他
		普及啓発	健診・検診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (塗布・洗口等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指導	
県南	雲仙市 赤ちゃん健康相談 1.6歳健診、2歳児親子歯科健診、3歳児健康診査 パパママひろば 乳幼児フッ化物塗布事業 フッ化物洗口普及事業	○						○	
		○	○	○	○				
		○				○			○
		○				○			
県南	南島原市 1歳6か月児健診、親子歯科健診(2歳児)、3歳児健診 フッ化物塗布推進事業(1~3歳児対象、歯科医院にて個別に塗布) フッ化物洗口推進事業 (4~5歳児対象、市内の保育園・認定こども園で実施)		○	○		○			○
西彼	長与町 お誕生相談(1歳児対象) フッ化物洗口事業(保育園8か所、幼稚園2園、こども園1園) 幼児健診(1歳9か月児、3歳児) フッ素塗布事業		○		○				○
西彼	時津町 4か月健診 1歳児相談 1歳8か月健診 かかりつけ歯科医検診(1歳11か月~2歳5か月) 2歳3か月児相談 3歳児健診 町立保育所が実施するフッ化物洗口 私立保育所が実施するフッ化物洗口への補助 私立幼稚園が実施するフッ化物洗口への補助 認定こども園が実施するフッ化物洗口への補助 フッ化物洗口推進事業(認定こども園)								
		○	○	○	○				○
			○	○	○				○
			○						○
									○
									○
県央	東彼杵町 乳児相談における集団での歯科保健指導 1.6歳児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診・5歳児発達健診における 歯科検診、個別歯科保健指導			○					○
県央	川棚町 1.6歳児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診・5歳児発達健診における 希望者へのフッ素塗布 1歳6か月児・3歳児健康診査の折にフッ素塗布(希望者のみ) 5歳児発達診査の折にフッ素塗布(希望者のみ) 保育園・子ども園のフッ化物洗口事業				○				
		○	○	○	○				○
県央	波佐見町 フッ化物洗口推進事業(町内保育園・こども園にフッ化物洗口資材の提供) 町内保育園・子ども園歯科巡回指導、保護者に向けた歯科教育資料の配布 乳児健康相談(9~10か月児)における歯科相談 2歳、5歳児健診時におけるフッ化物塗布、各健診時における歯科保健指導								
		○					○		○

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他
		普及啓発	健診・検診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (塗布・漱口等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指導	
上五島	事業名及び事業概略、または予算事業外対応								
小値賀町	フッ素塗布事業(1歳~年少迄希望者のみ 4回/年) フッ化物洗口(こども園の4・5歳児 週5日法)と健康教室(1回/年) 1.6歳児健診・2歳児歯科検診・3歳児健診における歯科検診 就学時健診時の保護者対象とした出前講座 親子おし歯予防教室とおし歯ゼロ表彰	○			○			○	
東北	長崎県フッ化物洗口推進事業(保育所・認定こども園での全実施) 1歳児歯科教室(歯科医師による講話、歯科衛生士によるフッ素塗布) 1歳半健診、3歳児健診でのフッ化物塗布 幼児(2歳・2歳半・3歳児)歯科検診(歯科検診、フッ素塗布) フッ化物洗口推進事業(幼稚園 2園 実施) フッ化物洗口推進事業(保育所、認定こども園 9園実施) 歯科健診・フッ素塗布事業(概ね1歳~3歳6か月 町独自事業) むし歯予防の講話	○	○		○				
新上五島町	全保育所・幼稚園へのフッ化物洗口に係る情報提供(年1回以上) 1.6歳児健診及び3歳児歯科健康診査の結果の集計及び情報提供 長崎県口腔保健推進事業におけるフッ化物洗口実施 (幼稚園、保育所、認定こども園)	○							
県庁	フッ化物洗口に関する施設状況の公表(HP) 口腔機能発育支援事業(県歯科医師会委託) 歯と口の健康週間イベント 保育所、幼稚園歯科健診データ収集・集計 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール 口腔機能発育支援事業	○							
県庁	市町健診事業(乳児相談、1.6・2歳児・3歳での母子事業) フッ素塗布事業で対象児と保護者への指導[松浦市委託]	○			○				
団体			38	25	64	14	12	58	11
団体		70							

3. 令和4年度の取り組み状況

(2) 学齢期

	事業名及び事業概要、または予算事業外対応	内容区分								
		普及啓発	健診・検診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (塗布・洗口等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指導	その他	
政令市	長崎市	事業名及び事業概要、または予算事業外対応								
		フッ化物洗口推進事業 (小中学校への指導助言等)	○							
		児童生徒定期健康診断 (歯科検診実施、受診勧告等)	○							
		学校歯科健診		○						
政令市	佐世保市	就学時健診(歯科健診)		○						
		よい歯の表彰子ども期歯科保健研修会 (Webによる配信開催)	○					○		○
		歯と口の健康週間画ポスター展	○							
		佐世保市フッ化物洗口推進事業(市内小中学校及び市歯科医師会との連携)					○			
県南	島原市	フッ化物洗口推進事業					○			
県央	諫早市	諫早市内小・中学校フッ化物洗口事業					○			
		就学前健診及び歯科検診		○						
県央	大村市	フッ化物洗口推進事業 (小中学校)	○							
県北	平戸市	フッ化物洗口事業 (小中学校)	○					○		○
県北	松浦市	フッ化物洗口推進事業 (小学校・中学校)	○							
対馬	対馬市	フッ化物洗口推進事業 (小・中学生)								
杵岐	杵岐市	小中学校におけるフッ化物洗口								
五島	五島市	フッ化物洗口事業 (小学校14校)	○							
		フッ化物洗口推進事業 (中学校11校)	○							
西彼	西海市	小中学校におけるフッ化物洗口								
県南	雲仙市	フッ化物洗口推進事業(小学校・中学校)								
県南	南島原市	フッ化物洗口推進事業 (小学校・中学校での全校実施)								
西彼	長与町	フッ化物洗口事業 (小学校5校、中学校3校)								
西彼	時津町	町立小・中学校におけるフッ化物洗口								
県央	東彼杵町	フッ化物洗口推進事業 (小学校・中学校)								
県央	川棚町	小学校・中学校のフッ化物洗口事業	○							
県央	波佐見町	フッ化物洗口推進事業 (小中学校へのフッ化物洗口資材の提供)	○							
		フッ化物洗口事業(小学校・中学校)	○							
上五島	小値賀町	小学1年生フッ化物洗口前の健康教室	○						○	
		みつば会を利用した出前講座								
		(小学6年生・大島分校・中学1～3年生はリモート)	○							○
県北	佐々町	親子むし歯予防教室 (小学3年生)	○							○
		長崎県フッ化物洗口推進事業 (中学校での全実施)								

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分																	
		普及啓発	健診・検診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (歯布・漱口等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指導	その他										
上五島	新上五島町	事業名及び事業概略、または予算事業外対応																	
		フッ化物洗口推進事業(小学校 10校実施)				○													
		長崎県フッ化物洗口推進事業(中学校 5校実施)					○												
		就学時健診(歯科健診)		○															
県庁	体育保健課	県立中学校及び特別支援学校(小・中学部)に対しフッ化物洗口実施調査を 通知				○													
県庁	学事振興課	市町教育委員会に対し、フッ化物洗口の実施についての協力依頼 私立小学校に対し、フッ化物洗口に係る調査等の依頼・回収、結果等の周知	○																
県庁	国保・健康増進課	私立小中学校に対し、フッ化物洗口の実施についての協力依頼 私立中学高等学校の校長会、教頭会等における普及啓発についての依頼 長崎県口腔保健推進事業における県立学校フッ化物洗口実施 (小学校、中学校、高校)	○																
		フッ化物洗口に関する施設状況の公表(HP)																	
		フッ化物洗口効果検証及び報告書の公表	○																
		歯と口の健康週間イベント(再掲)	○																
団体	県歯科医師会	歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール(再掲)																	
		歯・口の健康に関する標語コンクール																	
団体	県歯科衛生士会	学校歯科医生涯研修制度基礎研修・更新研修会																	
		合計	20	6	4	26	3	7	3										5

3. 令和4年度の取り組み状況

(3) 成人期

	事業名及び事業概要、または予算事業外対応	内容区分							その他
		普及・啓発	健診・検診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (PMTIC・除石等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指導	
政令市	妊産婦歯科健診事業 (ママの歯っぴいチェック、市歯科医師会ほか歯科医療機関委託)	○	○	○		○			
	妊産婦歯科保健指導事業(歯っぴいベビー、市歯科医師会委託)	○		○		○		○	
長崎市	長崎市歯周疾患検診事業(市歯科医師会委託・歯科医療機関委託)	○	○	○				○	
	長崎市歯周疾患検診事業(集団健診会場で実施)	○	○	○				○	
	長崎市国民健康保険歯科健診(市歯科医師会と協定、会員医療機関で受診)	○	○	○				○	
	長崎市国民健康保険歯科健診(特定健診会場に歯科医師・歯科衛生士を派遣)	○		○			○	○	
	出前講座	○						○	
	歯っぴいスマイルフェスティバル	○						○	
	佐世保市成人歯科健診(所内及び離島歯科健診)	○	○	○					
政令市	成人歯科健診奨励(節目年齢無料健診事業:ナツジ理論による無料HAGキ動奨)	○				○			
	デジタルフェスティバル(①三ヶ町商店街アーケード内でのパネル展示・啓発とツイズラリー、②図画ポスター展入賞者表彰式、③歯科医師会担当者と地元YouTubeコラボ動画作成)	○				○		○	○
	8020認定証発行	○	○						
	国民健康保険歯科健診事業		○						
	成人歯科相談								○
島原市	母子保健事業(母子手帳交付、乳幼児相談、4か月健診)	○							
	高親学級								
	離乳食教室								○
	妊産婦歯科健康診査		○						○
	母子健康手帳交付								
	妊産婦歯科健康診査		○						○
県央	母子保健事業(乳児健康相談、幼児健診)対象者保護者への歯周病予防啓発	○							
	成人保健事業(成人歯科検診)	○							
	成人保健事業(成人歯科検診の節目検診はがき通知・検診一覧周知チラシ)	○							
	健康いさはや21の取組(歯の健康についてパネル展)	○							
県央	歯周疾患検診(18歳~74歳 歯科医院にて受診)		○	○				○	
	口腔保健質調査票による新しい成人歯科健診事業(大村東彼歯科医師会委託)	○	○					○	
	歯・口腔の健康づくり啓発	○						○	
県北	歯周疾患検診(40~74歳)	○						○	
	広報紙による歯科予防掲載								
県北	歯周疾患検診(40・50・60・70歳)	○						○	
対馬	成人歯科健診事業(妊産婦及びそのパートナーを対象)	○						○	
	生活歯援プログラム(40・45・50・55・60歳の国保特定健診受診者を対象)	○						○	

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分											
		普及啓発	健診・検診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (PMTIC・除石等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指導	その他				
香岐	妊婦のお口の健康チェック事業 歯周疾患検診事業	○	○	○									
五島	生活歯援プログラム事業 母親教室 妊婦歯科健診	○	○	○								○	○
西彼	簡易な歯科検査のモデル事業への参加 歯周疾患検診(40・50・60・70歳) 国保加入者の歯周疾患検診(20・30歳)			○									
県南	歯周病予防健診(妊婦、20～74歳の市民) 歯科相談事業	○	○	○		○						○	
県南	2歳児親子歯科健診 パパママひろば キラッと健康応援プロジェクト(健康教育：お口の健康) 妊婦歯科健診	○	○	○									
西彼	歯周病予防健診(20～74歳の市民対象、歯科医院において無料(節目年齢) または500円で健診を受診できるよう補助) お口の健康相談(集団健診受診者対象、健診会場で希望者に対し歯科衛生士による 歯科保健相談及び指導の実施) 長与町歯周疾患検診(30歳・40歳・50歳・60歳の方) 妊婦歯科検診	○	○			○						○	
西彼	40歳、50歳、60歳、70歳の者を対象とする歯周疾患検診(町内歯科医院へ委託) 妊婦(妊娠16週から27週まで)を対象とする歯周疾患検診(町内歯科医院へ委託)	○	○	○									
県央	妊婦歯周病検診(30歳・40歳・50歳・60歳・70歳) 妊婦歯周病検診 乳児相談の場で第1子の保護者を対象とした歯科相談・指導	○	○	○									○
県央	2歳児歯科健診において希望された保護者に対する歯科検診の実施 歯周疾患検診(20歳以上を対象とし、町内歯科医院へ委託) 歯科相談 (特定健診会場にてアンケートで抽出した対象者のみに歯科相談の実施)	○	○	○									○
県央	歯科検診・保健指導(18歳以上の特定健診等、受診対象者)	○	○										
上五島	妊婦歯科検診事業 広報紙による歯科予防掲載	○	○										
県北	妊婦歯科健診(妊娠中に1回歯科医院での健診実施に対する助成制度)	○	○										
上五島	妊婦歯科検診(町独自事業) 歯周疾患検診事業(30歳、40歳、50歳、60歳の方を対象；歯科医師会委託)	○	○	○									
県庁	母子保健推進員等の研修「子供たちのお口を育てるお口育てを「ご存じですか」等 骨折対策協力歯科医師確保事業(県歯科医師会委託)	○											○
県庁	オーラルフレイル対策歯科保健指導者養成研修事業(県歯科衛生士会委託)												○

団体	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分										
		普及啓発	健診・検診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (PMTIC・除石等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指導	その他			
団体 県歯科医師会	歯と口の健康週間イベント（再掲）	○										
	長崎県市町村職員共済組合歯科健診「お口のチェック事業」		○									
	地方職員共済組合長崎県支部歯科健診		○									
	全国健康保険協会と長崎県歯科医師会との連携による歯科健診		○									
	長崎県建設事業国民健康保険組合歯科健診事業		○									
	骨折対策協力歯科医師確保事業								○			
団体 県歯科衛生士会	令和4年度長崎県歯科疾患実態調査事業											○
	オーラルフレイル対策歯科保健指導者養成事業実施〔県委託〕								○			
	職場の健康づくり応援事業協力〔県〕								○			
	企業健診派遣協力〔総合健康促進保険協会他〕			○								
	各地域の特定健診・歯周疾患検診・国保検診等にて歯科保健指導実施協力			○							○	
	合計	31	38	20	1	12	9	24	3			

3. 令和4年度の取り組み状況

(4) 高齢期

	事業名及び事業概要、または予算事業外対応	内容区分							
		普及啓発	健診・検診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (PMTIC・検石等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指導	その他
政令市	長崎市	在宅寝たきり者及び在宅障害者歯科保健事業(県歯科衛生士会委託)	○				○		
		長崎市歯周疾患検診事業(市歯科医師会委託・歯科医療機関委託)	○	○			○		
		長崎市歯周疾患検診事業(集団健診会場で実施)	○	○			○		
		出前講座	○						
		口腔ケア指導事業(歯つらつ健康教室、県歯科衛生士会委託)	○				○		
		短期集中型訪問サービス事業(県歯科衛生士会委託)	○						
		長崎市国民健康保険歯科健診(市歯科医師会と協定、会員医療機関で受診)		○			○		
		長崎市国民健康保険歯科健診(特定健診会場に歯科医師・歯科衛生士を派遣)		○			○		
		佐世保市成人歯科健診(所内及び離島歯科健診)		○			○		
		成人歯科健診勸奨(節目年齢無料健診事業:ナッジ理論による無料/半額勸奨)	○				○		
政令市	佐世保市	いきいき元気食事づくり教室						○	
		介護食づくり教室						○	
		介護教室						○	
		地域ケア会議							○
県南	島原市	介護予防事業							
		一般介護予防事業普及啓発・リーダー育成事業 介護予防教室(口腔機能向上)	○					○	
		(諫早市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会諫早支部 委託)							
県央	諫早市	地域介護予防活動支援事業(口腔機能向上)	○					○	
		(諫早市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会諫早支部 委託)							
		介護予防・生活支援サービス事業 短期集中予防サービス 訪問型	○						○
		(諫早市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会諫早支部 委託)							
県央	大村市	地域リハビリテーション推進事業	○					○	
県北	平戸市	フレイル予防教室(保険事業と介護予防の一体的実施)	○					○	
		出前講座							
		歯周疾患検診(70歳)		○					
		フッ化物塗布推進事業(小中学校へのフッ化物洗口資材の提供)	○						
県北	松浦市	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 口腔機能低下予防	○						○
		介護予防教室(プログラム内に口腔状態チェックや口腔ケアに関する指導を実施)						○	
		おろいいきいき健康支援(口腔ケア)事業(市は啓発と申込受付のみ)	○						
		自立支援型個別ケア会議							
		おろのフレイル予防教室(県モデル事業)	○						○
		市内自主グループ等での歯科講話	○						○
対馬	対馬市	おろいいきいき健康支援(口腔ケア)事業(市は啓発と申込受付のみ)	○						○
		在宅訪問歯科診療事業		○					○

		内容区分								
	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	普及啓発	健診・検診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (PMTIC・除石等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指導	その他	
香岐	香岐市 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（お口のフレイル教室） 介護予防事業	○					○	○		
五島	五島市 お口“いきいき”健康支援事業（市は受診勧奨と申込受付） お口いきいき健康支援（口腔ケア）事業（市は啓発と申込受付のみ） ケア会議への歯科医師の参加（ケアマネへの助言、指導） ・通所型サービスマ事業にて「お口の健康講話」実施。 ・まちづくり出前講座にて「お口の健康講話」実施。 ・介護予防・生活支援サポーター養成研修にて「高齢期の口腔ケアに関する講義」実施。	○					○	○		
西彼	西海市 介護予防教室での歯科講話									
県南	雲山市 お口“いきいき”健康支援（口腔ケア）事業（市は啓発と申し込み受付のみ） お口の健康相談（集団健診受診者対象、健診会場で希望者に対し歯科衛生士による歯科保健相談の実施） お口のチェック健診（20～74歳の市民対象、歯科医院において500円（70歳～74歳は無料）で健診を受診できる） 歯周病予防健診（20～74歳の市民対象、歯科医院において無料（節目年齢）または500円で健診を受診できるよう補助） お口の健康相談（集団健診受診者対象、健診会場で希望者に対し歯科衛生士による歯科保健相談及び指導の実施）	○	○			○		○		
県南	南島原市 市内自主グループ等での歯科講話 お口“いきいき”健康支援（口腔ケア）事業（市は啓発と申込受付のみ） 長与町歯周疾患検診（70歳の方）	○					○			
西彼	長与町 一般介護予防事業（老人クラブ・サロン）「お口の健康について」 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 お口“いきいき”健康支援（口腔ケア）事業 （後期高齢者対象。町は啓発と申込受付のみ） 地域リハビリテーション活動支援事業（地域ケア会議対象者や必要希望者に対し、栄養や歯科、リハビリテーションの相談対応や助言・指導を実施） 70歳の者を対象とする歯周疾患検診（町内歯科医院へ委託）	○							○	
西彼	時津町 歯科保健指導（個別指導） 歯科保健指導（集団指導） 要介護者の口腔機能の向上に関する教室 歯科口腔保健に関する出前講座や講演会						○			
県央	東彼杵町 通所型サービスマ事業（個別・集団歯科保健指導） 介護予防普及啓発事業（個別・集団歯科保健指導） 8020コンテスト	○							○	

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							39	15	8	0	7	33	41	6
		普及啓発	健診・検診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (PMTIC・除石等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指導								
中央	川棚町 歯科相談 (特定健診会場にて、アンケートで抽出した対象者のみに歯科相談の実施) 歯周疾患検診(町内歯科医院へ委託) 総合事業通所事業(C型) 8020コンテスト		○	○												
中央	波佐見町 前期高齢者受給者証交付時の歯科健康相談 8020コンテスト(達成者表彰式) 通所サービスC事業での集団歯科指導及び個別相談 一般介護予防事業での個別歯科指導及び相談 地域介護予防活動支援事業(いきいき百歳体操)での集団及び個別指導 高齢者の一体的事業における口腔訪問 広報誌による歯科予防掲載															○
上五島	小値賀町 歯周疾患検診(住民健診において40~70歳の5歳毎の節目検診を実施) 出前講座(地域ダイサービスにおいて口腔ケアに関する講話を実施) 通いの場での摂食嚥下障害看護認定看護師による講話 介護予防サポーター養成講座での摂食嚥下障害看護認定看護師による講話 歯周疾患検診(70歳対象;歯科医師会委託)		○													○
県北	佐々町 在宅歯科医療推進事業(広域支援センター委託)															○
上五島	新上五島町 口腔シエネレーションターゲットポイント事業															○
県庁	長寿社会課 歯と口の健康週間イベント(再掲) 長崎県後期高齢者医療広域連合 おろ“いきいき”健康支援(口腔ケア)事業 在宅歯科診療ネットワーク構築事業 在宅歯科診療ネットワーク構築事業 在宅歯科診療に関する多職種連携調査研究事業 生涯を通じた口腔機能に関する多職種連携調査研究事業 オーラルフレイル対策歯科保健指導者養成事業実施[県委託] 地域支援事業(介護保険)、口腔改善指導事業、短期集中型訪問事業 [長崎市委託]															○
県庁	国保・健康増進課 介護予防普及啓発リーダークラス養成事業、介護予防活動支援事業[諫早市委託] 各地域の特定健診、歯周疾患検診、国保検診等にて健診協力 地域ケア個別会議への参加(実施市町) 各地域の「かたららば」出席(諫早市)															○
団体	歯科医師会 歯と口の健康週間イベント(再掲) 長崎県後期高齢者医療広域連合 おろ“いきいき”健康支援(口腔ケア)事業 在宅歯科診療ネットワーク構築事業 在宅歯科診療に関する多職種連携調査研究事業 生涯を通じた口腔機能に関する多職種連携調査研究事業 オーラルフレイル対策歯科保健指導者養成事業実施[県委託] 地域支援事業(介護保険)、口腔改善指導事業、短期集中型訪問事業 [長崎市委託]															○
団体	歯科衛生士会 介護予防普及啓発リーダークラス養成事業、介護予防活動支援事業[諫早市委託] 各地域の特定健診、歯周疾患検診、国保検診等にて健診協力 地域ケア個別会議への参加(実施市町) 各地域の「かたららば」出席(諫早市)															○
	合計	39	15	8	0	7	33	41	6							

3. 令和4年度の取り組み状況
 (5) 障害児・者の歯科保健対策

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分								
		普及啓発	健診・検診	検査を含む 歯科保健指導	医療体制	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指導	その他	
政令市	長崎市	在宅寝たきり者及び在宅障害者歯科保健事業(県歯科衛生士会委託) 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業(市歯科医師会委託)	○			○		○		
政令市	佐世保市	歯科予防措置事業(歯科健診及びフッ化物塗布) 歯みんぐルーム(障がい児歯科相談・歯科健診) 障がい福祉サービス事業研究会	○	○	○			○		
県南	島原市									
県央	諫早市									
県央	大村市								○	
県北	平戸市									
県北	松浦市	大村市障がい者歯の健康づくりネット(協議の場)の開催							○	
対馬	対馬市	障害者巡回歯科診療の申請について対応 口腔衛生指導:福祉施設 在宅訪問歯科診療事業	○	○	○			○	○	
宍岐	宍岐市									
五島	五島市									
西彼	西海市									
県南	雲仙市									
県南	南島原市	障害者巡回歯科診療の申請について対応							○	
西彼	長与町	必要時に在宅障がい児への歯科衛生士の訪問または障がい児(者)受け入れ可能な歯科医院への案内を実施							○	
西彼	時津町									
県央	東彼杵町									
県央	川棚町									
県央	波佐見町									
上五島	小瀬賀町									
県北	佐々町	障害者巡回歯科診療の申請について対応							○	
上五島	新上五島町									
県庁	障害福祉課									
県庁	国保・健康増進課	発達期における摂食嚥下機能障害サポート指導者育成事業(県歯科医師会委託) 障害者歯科診療・休日歯科診療事業(県歯科医師会委託)				○			○	
団体	県歯科医師会	発達期における摂食嚥下機能障害サポート指導者育成事業 障害者歯科診療・休日歯科診療事業				○			○	
団体	県歯科衛生士会	障害者歯科協力医報告書							○	
	合計		4	3	2	2	1	3	5	6

3. 令和4年度の取り組み状況
 (6) A. 歯科保健強化のための体制づくり

	事業名及び事業概要、または予算事業外対応	内容区分						その他
		協議体制設置・連携参画	歯科保健計画策定・評価	住民集会参画(市町)、専門系派遣(県)	資料作成補助や指導・助言等の技術支援	歯科専門職確保検討、キーマン等人材確保	研修	
政令市	長崎市	歯科口腔保健推進審議会の開催	○					
政令市	佐世保市	佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会	○					
政令市	佐世保市	歯科保健受託研究委託(長崎大学)	○			○		○
政令市	佐世保市	子ども発達センター歯科事業関係者会議	○			○		○
政令市	佐世保市	歯科保健推進協議会	○					
政令市	佐世保市	諫早市医療関係団体実施事業支援費補助金	○					○
政令市	諫早市	諫早市母子保健事業検討会	○					
政令市	諫早市	諫早市歯科口腔保健推進協議会	○					
政令市	大村市	健康づくり推進協議会 歯科専門部会	○					
政令市	平戸市	健康づくり推進協議会	○					
政令市	平戸市	健康づくり推進協議会(歯科専門職による助言指導)	○					○
政令市	松浦市	地域ケア個別会議(歯科専門職による助言指導)	○					
政令市	松浦市	松浦市歯科保健事業連絡協議会(歯科医師会・市)	○					
政令市	対馬市	対馬市歯科福祉保健事業協議会	○			○		○
政令市	対馬市	対馬市フッ化物洗口推進専門部会	○			○		
政令市	対馬市	対馬市フッ化物洗口推進協議会・宍道市歯科保健連絡会	○			○		
政令市	五島市	健康づくり推進協議会(歯科保健推進部会)	○					
政令市	西海市	健康づくり推進協議会	○					
政令市	雲仙市	歯科保健推進協議会	○					
政令市	雲仙市	保健対策推進協議会	○					
政令市	南島原市	歯科保健推進協議会	○			○		
政令市	南島原市	歯科保健推進内連携会議	○			○		○
政令市	長与町	長与町内歯科医師会と町業務関係に関する協議会	○					
政令市	時津町							
政令市	東彼杵町	歯科保健対策会議				○		○
政令市	東彼杵町	フッ化物洗口推進協議会	○					
政令市	川棚町	フッ化物洗口推進事業(小中学校へのフッ化物洗口資材の提供)	○			○		
政令市	波佐見町	母子手帳交付時の相談事業、妊婦教室、妊産婦歯科検診事業、歯周疾患個別検診の実施						○
政令市	小値賀町	小値賀町歯科保健専門委員会	○					
政令市	小値賀町	小値賀町歯科保健推進協議会	○					
政令市	佐々木町	歯科保健データ収集・分析(う蝕予防、フッ化物関連事業の効果の検証)	○					○
政令市	佐々木町	健康増進計画の中での歯科保健対策に関する取組の強化	○					

	事業名及び事業概要、または予算事業外対応	内容区分												
		協議体設置・連携企画	歯科保健計画策定・評価	住民集会企画(市町)、専門家派遣(県)	資料作成補助や指導・助言等の技術支援	歯科専門職確保検討、キーマン等人材確保	研修	調査・研究	その他					
上五島	新上五島町													
県庁	歯科専門委員会の開催 ※障害歯科分野のみ開催	○												
	長崎県歯科保健データ収集・分析事業(県歯科医師会委託)											○		
	歯なままるスマイルプラン評価(2期目評価)のとりまとめ・公表		○											
団体	長崎県口腔保健推進事業(口腔保健支援センター設置、人材確保・派遣、指導・助言)			○	○							○	○	
	長崎県福祉保健部との協議会	○												
	長崎県三師会協議会	○												
	長崎県歯科保健データ収集・分析事業													
団体	オーラルフレイル対策歯科保健指導者養成事業実施[県委託]	○												
	長崎県保健医療対策協議会歯科保健医療部会・専門委員会	○												
	長崎県地域リハビリテーション推進部会	○												
	長崎県介護予防市町支援部会	○												
	各地域歯科保健推進協議会(西彼、県央、県北、五島)	○												
	佐世保市歯と口腔の健康づくり推進協議会	○												
	大村市障がい者歯の健康づくりネットワーク会議への参画	○												
諫早市4者協議会	○													
	合計	32	14	1	7	3	1	8					4	

令和4年度の歯科専門職配置に対する取り組み希望状況

(6) A. 歯科保健強化のための体制づくり(追加) ※歯科専門職未配置の市町の国庫補助活用について

	希望有無	希望しない場合、歯科専門職を配置しない理由
政令市		
長崎市		
政令市		
佐世保市		
県南	×	国庫補助を活用しても財政的に困難であるため。(現在、歯科を含めた健康づくり計画で健康づくりを推進しており、各事業ごとの雇上げで対応している。)
県央	×	関係機関との協議の場があり、事業に対する意見・助言についても各種事業の機会に対応する体制であるため。
県央	×	歯科に関する協議会の設置等は既に設置しているため。また、R3～介護保険の地域支援事業の一部を大村東彼歯科医師会へ委託し、連携を図っているため。
県北		
平戸市		
県北	×	必要に応じ歯科衛生士の派遣を受け事業を実施している
対馬		
対馬市		
杵岐		
杵岐市		
五島		
五島市		
西彼		
西海市		
県南	×	他の専門職の人員も不足しており、歯科専門職配置の優先順位は低い状況であるため。
県南	×	歯科専門職の配置は重要であると考えられるが、現在、歯科衛生士は各事業ごとの雇用となっている。配置について協議もできていない状況であるため。
西彼	×	歯科保健事業の取りまとめは保健師がしている。歯科衛生士は事業ごとの雇用のため未配置。
西彼	×	歯科保健に係る業務の優先性が低く、配置の必要性がないため。
県央	×	専門職を置くほどの業務量が見込めないため歯科衛生士に業務ごとに従事いただいており、歯科保健対策会議において歯科医・歯科衛生士・町で歯科保健に関する協議を行っている。
県央	×	歯科専門職は事業別に必要な時のみ、会計年度職員として雇い上げを行っている。現在、その体制で問題ないため、継続した雇い入れは難しいと考えている。
県央	×	歯科保健事業の強化対策として今後検討していく
上五島	×	町内歯科医療機関との協力体制がある。
小値賀町	×	
佐々町	×	町内歯科医療機関との連携協力体制が整っているため
上五島	×	専門職を置くほどの業務量が見込めないため。業務は歯科医師会および歯科衛生士会と連携できている。
新上五島町	×	

3. 令和4年度の取り組み状況

(6) B. 災害時の歯科保健

	事業名及び事業概要、または予算事業外対応	内容区分						その他
		協議体制	協議への参画	連携体制	県民(住民)への情報発信(普及啓発等)	災害時の資料やマニュアル等の作成	訓練・研修への開催または参画	
政令市	長崎市	災害時の歯科医療救護活動に関する協定(市歯科医師会と締結)	○					
政令市	佐世保市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(市歯科医師会と締結)						○
県南	島原市	災害時の歯科医療救護に関する協定締結(島原南高歯科医師会と締結)						○
県南	諫早市	災害時の歯科医療救護に関する協定書	○					○
県央	大村市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定を大村東彼歯科医師会と締結	○					
県北	平戸市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書締結	○					
県北	松浦市	北松歯科医師会との災害時等の歯科医療救護活動に関する協定	○					
対馬	対馬市	対馬市歯科医師会災害協定締結	○					
杵岐	杵岐市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(杵岐市歯科医師会と締結)	○					
五島	五島市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定(福江南松歯科医師会と締結)	○					
西彼	西海市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(西彼歯科医師会と締結)						
県南	雲仙市	災害時の医療救護に関する協定書(南高歯科医師会と災害時の協定締結)	○					
県南	南島原市	災害時の医療救護に関する協定書(南高歯科医師会と災害時の協定締結)	○					
西彼	長与町	災害時等の歯科医療救護活動に関する西彼歯科医師会との協定	○					
西彼	時津町	災害時等の歯科医療救護活動に関する西彼歯科医師会との協定	○					
県央	東彼杵町	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書	○					
県央	川棚町	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定(大村東彼歯科医師会と締結)	○					
県央	波佐見町	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書	○					
上五島	小値賀町	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書						
県北	佐々町	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定						
上五島	新上五島町	福江南松歯科医師会との災害時歯科保健医療の協定締結(2019年)						
県庁	医療政策課	令和4年度に長崎県歯科医師会主催の災害対策協議会への参加		○				○
県庁	関係団体との災害対策に関する協議会の開催	令和4年度に長崎県歯科医師会主催の災害対策協議会への参加		○				○
	災害時歯科支援における多職種連携に関する講演会		○					○
	長崎県総合防災訓練							○
団体	県歯科医師会	災害対応における保健医療福祉調整訓練						○
	長崎県警察本部・第七管区海上保安部との協議会		○					
	災害対策(身元確認班、医療提供班)研修会							○
	災害対策三地区研修会							○

団体	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							情報収集・調査、情報共有	その他
		協議体制	協議への参画	連携体制	県民(住民)への情報発信(普及啓発等)	災害時の資料やマニュアル等の作成	訓練・研修への開催または参画	訓練・研修への開催または参画		
団体 <small>県歯科衛生士会</small>	関係団体との災害対策に関する協議会の開催	○	○	○						
	災害対応における長崎県保健医療福祉保健部調整班模擬調整訓練						○			
	外部団体主催災害対策研修会への参加 〔日本歯科医師会 日本歯科衛生士会〕						○			
	災害訓練(安否確認)実施						○			
	日本歯科衛生士会「災害支援登録歯科衛生士」の登録及び登録訓練の参加周知						○			
	災害関係参加研修会内容の情報共有	8	5	23	2	1	9	○	6	0
	合計									

3. 令和4年度の取り組み状況
県立保健所の管内所感

	項目	地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針
県立保健所 西彼	(1) 乳幼児期	う蝕罹患率や一人当たりのう蝕本数は減少傾向にあるが、地域によっては1歳6か月児でのう蝕有病率が県平均を上回っており、低年齢でむし歯をもつ子が多い。家庭によってう蝕への意識や生活習慣に差がある。
	(2) 学齢期	小学校・中学校においてフッ化物塗布実施率が100%であり、事業の継続ができてきたよう働きかけが必要。併せて、成人期に向けて歯周疾患に関する啓発活動も推進していく必要がある。
	(3) 成人期	各市町が行う歯周疾患健診の受診率が低い。成人歯科健診の周知や歯科健診に対する意識づけの方法を検討していく必要がある。
	(4) 高齢期	個々人の歯科保健の重要性・認知度が低い。また、要支援・要介護者に対して口腔管理の重要性等の啓発活動を行うことにより、重症化予防につなげていく必要あり。
県立保健所 県央	[保健所が必要と考える地域で行う取組]	成人期の歯科保健対策及び高齢者のオーラルフレイル予防について、重点的に推進していく必要がある。
	(1) 乳幼児期	う蝕罹患率や一人当たりのう蝕本数は減少傾向にあるが、地域によっては県平均を上回る現状がある。幼保のフッ化物塗布については、取組ができていない理由を把握し対応法の検討が必要である。
	(2) 学齢期	フッ化物塗布は管内市町全小中学校で実施されているが、実施率が向上するよう働きかけが必要である。高等学校に対するの歯周病対策は、市町からの働きかけは難しく仕組み作りが必要である。
	(3) 成人期	歯科健診受診率が低いことが課題であり、今後も広報等を利用し「歯・口腔の健康づくりの大切さ」「成人期歯科健診の必要性」等が住民へ周知されることが必要である。
県立保健所 県南	(4) 高齢期	高齢者の通いの場などを利用し、各市町でオーラルフレイル対策の取り組みが普及していくよう働きかけが必要がある。
	[保健所が必要と考える地域で行う取組]	歯科保健に関する協議の場の設定を継続する。今後は、障害児・者の歯科保健対策について焦点を当て、協議をしていく。障害児については、医療機関の連携体制整備や医療機関・保護者への情報提供等について協議が必要である。
	(1) 乳幼児期	3歳児のむし歯のない者の割合は県南地域全体では前年度より微増したが、目標の85%には及ばなかった。フッ化物塗布の割合については前年度と比べ、91.7%から77.0%と大きく低下したが、地域差も大きい。保育園等によるフッ化物塗布の実施については、今後も協議会や保育会との連携を図り、フッ化物塗布実施割合の向上を目指す。
	(2) 学齢期	12歳の1人あたりの永久歯むし歯数は県南地域全体では地域差があるが改善傾向はみられる。しかし県全体と比較すると、まだ高い状況にある。今後もフッ化物塗布の管内全市町全施設実施及び全学年での実施について働きかけが必要がある。
県立保健所	(3) 成人期	各市、歯周病予防健診等実施しているが、受診率が低く、健診の周知方法や歯周病予防対策に関する知識の啓発方法について検証を行う必要がある。
	(4) 高齢期	各市で介護予防事業の一部として歯科指導や歯周病予防健診等の取組みが行われている。R4年度はモデル事業を活用しオーラルフレイル対策を行った市もあり、今後、管内へ普及していくよう働きかけが必要がある。
	[保健所が必要と考える地域で行う取組]	オーラルフレイル予防対策の普及、障害児・者等巡回歯科診療の活用に向けた周知等。

	項目	地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針
県立保健所	(1) 乳幼児期	乳幼児期のう蝕有病者率及び一人あたりの歯数は、経年的に見ると減少傾向だが、全国・県と比較すると依然として高い。引き続き歯科協議会等で課題共有し協議する。
	(2) 学齢期	フッ化物洗口について、R3年度管内小・中学校における実施率は10.0%となっており維持している。また、12歳及び15歳の一人平均むし歯の本数は減少傾向であり、市町・学校等へ歯科協議会を通して事業継続を働きかける。
	(3) 成人期	市町が行う歯周疾患検診は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により受診率がさらに低下しているため、受診率向上に向けた取り組みを歯科協議会で協議する。「歯と口の健康週間」をホームページに掲載し歯周疾患予防について働きかける。
	(4) 高齢期	施設入所者・通所者は施設でのケア、在宅の健康意識が高い方は市町事業へ参加するなどフォローできている。無関心層や受診困難な方を受診につなげるため、啓発や診療体制について、歯科協議会等にて各関係機関に働きかけていく。
	[保健所が必要と考える地域で行う取組]	障害者歯科における現状の把握と啓発活動、及び高齢者のオーラルフレイル予防への取組推進が必要。
県立保健所	(1) 乳幼児期	3歳児のむし歯がない割合は増加傾向にあり(R2:76.6%、R3:80%、R4:81%)、乳幼児の歯科保健が表れている。しかし、県平均(85.5%)よりも低く、目標値の85%に到達していない。1歳6か月→3歳でむし歯の有病率が増加しているため、五島市において新たに2歳児・3歳児へのフッ化物塗布が始まっている。今後も五島市による10か月児、1歳6か月健診、3歳児健診での個別指導や2歳健康相談での指導等の対策を継続していく必要がある。
	(2) 学齢期	12歳の1人当たりの永久歯のむし歯本数(0.37本)は県平均(0.65本)よりも低いが、15歳(1.67本)においては、県平均(1.11本)よりも高い。R2年度から市内の全中学校でフッ化物洗口を導入。R3年度は新型コロナウイルス感染症により一部実施を中断する学校もあった。R4年度はすべての小中学校で実施予定であったが、一部の中学校において新型コロナウイルス感染症により実施を中止している。実施状況等について歯科推進協議会で共有し、課題があれば整理が必要。
	(3) 成人期	五島市の特定健診と合わせて行っている長崎大学病院による歯周病調査によると、40歳代で歯失歯のない者の割合は令和3年度66.7%で、県の目標値である80%を下回っている。五島市において令和4年度より個別の歯周疾患健診(節目健診40、50、60、70歳)を再開し、対象者1,940人中受診者数は94人であった。また、令和4年度より個別の妊婦歯科健診も開始したが、受診率は22.6%であった。成人期の歯科・歯周疾患健診の普及啓発を進める必要がある。
	(4) 高齢期	五島市の特定健診と合わせて行っている長崎大学病院による歯周病調査によると、80歳で20本以上の歯を有するものの割合が令和3年度は28.6%であり、県の目標値である50%を大きく下回っている。他の疾患と比べて歯科疾患への関心が薄く、症状が出てから受診する人が多い。五島市の通いの場では、口腔機能の低下を抑制するための体操や老人クラブ単位で講話等を実施されている。今後もお口の健康や口腔機能低下防止のため、通いの場等を活用し普及啓発を行っていく必要がある。
	[保健所が必要と考える地域で行う取組]	成人期・高齢期へ歯科・歯周疾患健診の受診率向上に向けて、市や関係機関と連携し協議を行っていく。
県立保健所	(1) 乳幼児期	管内全ての保育園、幼稚園でフッ化物洗口を実施している。フッ化物洗口の浸透により、むし歯のある乳幼児数の減少が見られる。今後も乳幼児歯健診等の機会を通してむし歯予防のための普及啓発が必要である。
	(2) 学齢期	全ての小・中学校にてフッ化物洗口の実施と、歯科専門職等による歯科衛生教育の継続により、歯みがきの習慣は定着している。小値賀町では、中学生で歯肉炎等が見られ、ブラッシングの仕方が課題である。今後も継続して、健康教育を実施する必要がある。
	(3) 成人期	高町とも妊婦歯科健診事業を展開し、広報紙等でも歯科予防活動の周知を行っている。新上五島町では、節目ごとの歯周病検診を実施しており、小値賀町も令和5年度から取組が予定されている。歯周病検診の受診率向上に向け継続した取り組みが求められている。
	(4) 高齢期	後期高齢者の歯科受診率、歯の残存率が低い状況にある。高齢者施設の長や職員への啓発・研修の実施を検討する必要がある。
	[保健所が必要と考える地域で行う取組]	関係機関に配布した歯周病予防に関するPR動画、チラシの活用状況を確認する。今後も引き続き各町と連携し、若い世代(成人期)からの歯周病予防の啓発及び高齢者施設の施設長への啓発(オーラルフレイル対策、口腔ケアの必要性等)を行う。

	項目	地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針
県立保健所	(1) 乳幼児期	フッ化物応用によるむし歯予防は、保育所・幼稚園の体制は整い、市では3歳児健診終了後も歯科医院でのフッ化塗布・定期管理につながるよう無料のフッ化物塗布券を発行している。今後のむし歯予防に効果が期待できる。しかし、乳幼児期は、1歳6か月健診から3歳児健診までむし歯有病率の増加が大きい。食事やおやつは短時間に時間を決めてとることなどの対策が必要。市と共同で開催する歯科保健協議会やデンタルワークショップなどを通じて、乳幼児期のむし歯予防に関する知識の普及を引続き図る必要がある。
	(2) 学齢期	令和元年度には市内全ての小、中学校でフッ化物洗口を行う体制が整備された。1人あたりのむし歯の本数は個人差が大きいため、乳幼児期からの対策が重要である。乳幼児期同様、市と共同で開催する歯科保健協議会やデンタルワークショップなどを通じて、むし歯予防に関する知識の普及を行っていく必要がある。
	(3) 成人期	歯周疾患健診受診率は低い状況にあり、歯周疾患健診受診者数やかかりつけ医で定期管理している者の数を増やしていく必要がある。今後、歯科保健協議会等で必要な取組みについて協議を行っていく。
	(4) 高齢期	志岐リハビリテーション広域支援センターが中心となって施設や在宅療養者を支援する福祉職等を対象とした研修会を開催している。保健所は広域支援センターと連携を図り、地域の人材育成が進むよう支援していく。
		成人期の歯周疾患健診の受診率向上を図るための取組み、高齢者のオーラルフレイル対策の推進
県立保健所	(1) 乳幼児期	3歳児及び5歳児の1人平均むし歯数は年々改善がみられているが、定期的健診を受ける児の割合はほとんど変化がなく対馬市プラン目標には及ばない状況。乳幼児健診時等における健康教育、1・6・2歳・3歳児の歯科健診やフッ化物塗布事業等は実施されている。保護者への予防意識の啓発等を更に推進していくことが必要。
	(2) 学齢期	12歳児の1人平均むし歯の本数、18歳の歯周疾患有病率、18歳の1人平均歯垢は減少傾向。小学校、中学校におけるフッ化物洗口実施施設の割合は100%であり、今後実施継続を推進していく必要がある。また、歯科健診後の歯治療率の向上が課題であり、小・中学校等でのむし歯・歯周病予防に関する啓発についても更に推進していく必要がある。
	(3) 成人期	妊婦とその夫を対象とした成人歯科健診・保健指導等を実施している。対馬市の成人歯科の取り組みについて対馬地区歯科保健推進協議会で協議し、特定健診時の生活歯援プログラムを活用した歯科保健指導などの新たな取り組みを開始している。今後も引き続き、各関係機関と連携を図りながら、歯周病予防対策・成人歯科の取り組みを推進していく必要がある。
	(4) 高齢期	対馬市歯科衛生士による口腔衛生訪問指導、在宅訪問歯科診療などを継続し、口腔の定期的チェックや口腔ケアへの関心を高めていくことが必要。また、介護予防教室等を活用してオーラルフレイル予防について啓発していくことが必要。
		歯科保健推進協議会において、「歯周病予防・成人期の歯科保健対策」及び「高齢者のオーラルフレイル予防」について、重点的に協議（進捗確認含む）し、推進していく必要がある。

(R5.3.31現在)

令和4年度県内施設のフッ化物洗口実施状況(市町別)

圏域	市町名	幼保施設										小学校施設										中学校(私立含・国立除く)				
		保育所(認可・認可外・へき地)		幼稚園(国立除く)		認定こども園		幼保施設設計(適なまる評価用)		小学校(私立含・国立除く)		幼保施設		小学校		中学校		幼保施設・小学校の計		中学校						
		実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	
長崎市	長崎市	51	78	65.4%	11	17	64.7%	37	48	77.1%	99	143	69.2%	68	68	100.0%	167	211	79.1%	37	37	100.0%	167	211	79.1%	
	佐世保市	44	54	81.5%	2	8	25.0%	33	40	82.5%	79	102	77.5%	46	46	100.0%	125	148	84.5%	26	26	100.0%	125	148	84.5%	
西彼	西海市	9	12	75.0%	1	1	100.0%	6	6	100.0%	16	19	84.2%	10	10	100.0%	26	29	89.7%	6	6	100.0%	26	29	89.7%	
	長与町	8	9	88.9%	1	1	100.0%	2	2	100.0%	11	12	91.7%	5	5	100.0%	16	17	94.1%	3	3	100.0%	16	17	94.1%	
時津町	時津町	9	9	100.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	12	12	100.0%	4	4	100.0%	16	16	100.0%	2	2	100.0%	16	16	100.0%	
	西彼小計	26	30	86.7%	4	4	100.0%	9	9	100.0%	39	43	90.7%	19	19	100.0%	58	62	93.5%	11	11	100.0%	58	62	93.5%	
諫早市	諫早市	27	48	56.3%	7	7	100.0%	10	12	83.3%	44	67	65.7%	28	28	100.0%	72	95	75.8%	14	14	100.0%	72	95	75.8%	
	大村市	20	23	87.0%	6	6	100.0%	12	13	92.3%	38	42	90.5%	15	15	100.0%	53	57	93.0%	6	6	100.0%	53	57	93.0%	
県央	東彼杵町							2	3	66.7%	2	3	66.7%	2	2	100.0%	4	5	80.0%	1	1	100.0%	4	5	80.0%	
	川棚町	2	2	100.0%				3	3	100.0%	5	5	100.0%	3	3	100.0%	8	8	100.0%	1	1	100.0%	8	8	100.0%	
波佐見町	波佐見町	2	3	66.7%				1	2	50.0%	3	5	60.0%	3	3	100.0%	6	8	75.0%	1	1	100.0%	6	8	75.0%	
	県央小計	51	76	67.1%	13	13	100.0%	28	33	84.8%	92	122	75.4%	51	51	100.0%	143	173	82.7%	23	23	100.0%	143	173	82.7%	
島原市	島原市	17	20	85.0%				7	7	100.0%	24	27	88.9%	10	10	100.0%	34	37	91.9%	5	5	100.0%	34	37	91.9%	
	雲仙市	15	22	68.2%				4	5	80.0%	19	27	70.4%	17	17	100.0%	36	44	81.8%	7	7	100.0%	36	44	81.8%	
南島原市	南島原市	22	24	91.7%	1	1	100.0%	5	5	100.0%	28	30	93.3%	15	15	100.0%	43	45	95.6%	8	8	100.0%	43	45	95.6%	
	県南小計	54	66	81.8%	1	1	100.0%	16	17	94.1%	71	84	84.5%	42	42	100.0%	113	126	89.7%	20	20	100.0%	113	126	89.7%	
平戸市	平戸市	12	12	100.0%	1	1	100.0%	6	6	100.0%	19	19	100.0%	15	15	100.0%	34	34	100.0%	8	8	100.0%	34	34	100.0%	
	松浦市	8	9	88.9%				4	5	80.0%	12	14	85.7%	9	9	100.0%	21	23	91.3%	6	6	100.0%	21	23	91.3%	
佐々町	佐々町	3	3	100.0%				1	1	100.0%	4	4	100.0%	2	2	100.0%	6	6	100.0%	1	1	100.0%	6	6	100.0%	
	県北小計	23	24	95.8%	1	1	100.0%	11	12	91.7%	35	37	94.6%	26	26	100.0%	61	63	96.8%	15	15	100.0%	61	63	96.8%	
五島市	五島市	12	12	100.0%				7	7	100.0%	19	19	100.0%	14	14	100.0%	33	33	100.0%	11	11	100.0%	33	33	100.0%	
	小値賀町	8	8	100.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	10	10	100.0%	10	10	100.0%	20	20	100.0%	5	5	100.0%	20	20	100.0%	
上五島	上五島小計	8	8	100.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	11	11	100.0%	12	12	100.0%	23	23	100.0%	6	6	100.0%	23	23	100.0%	
	荻岐市	10	10	100.0%	8	8	100.0%	1	1	100.0%	19	19	100.0%	18	18	100.0%	37	37	100.0%	4	4	100.0%	37	37	100.0%	
対馬	対馬市	12	12	100.0%	3	3	100.0%	1	1	100.0%	16	16	100.0%	17	17	100.0%	33	33	100.0%	11	11	100.0%	33	33	100.0%	
	市町小計	291	370	78.6%	45	57	78.9%	144	169	85.2%	480	596	80.5%	313	313	100.0%	793	909	87.2%	164	164	100.0%	793	909	87.2%	
県立学校	県立学校																									
	公立学校小計																									
私立学校	私立学校																									
	県全体	291	370	78.6%	45	57	78.9%	144	169	85.2%	480	596	80.5%	315	315	100.0%	795	915	86.9%	170	170	100.0%	795	915	86.9%	

※R4は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施体制はあるが、年間を通して未実施の施設がある市町を実施施設としてカウントしています。
 長崎市6小学校・3中学校、島原市1中学校、諫早市1小学校・2中学校、平戸市1小学校、五島市1中学校、新上五島町1小学校

(R5.3.31現在)

〇令和4年度県内施設のフッ化物洗口実施者の状況(市町別)

圏域	市町名	保育所(認可・認可外・へき地)				幼稚園(国立除く)				認定こども園				幼保施設				小学校施設				幼保施設・小学校の計				中学校(私立含・国立除く)						
		実施者数	施設対象者数	実施率	実施者数	施設対象者数	実施率	実施者数	施設対象者数	実施率	実施者数	施設対象者数	実施率	実施者数	施設対象者数	実施率	実施者数	施設対象者数	実施率	実施者数	施設対象者数	実施率	実施者数	施設対象者数	実施率	実施者数	施設対象者数	実施率	実施者数	施設対象者数	実施率	
長崎市	長崎市	1,355	1,373	98.7%	440	98.0%	1,942	2,101	92.4%	3,728	3,914	95.2%	15,326	18,149	84.4%	19,054	22,063	86.4%	7,345	8,446	87.0%											
	佐世保市	1,059	1,114	95.1%	41	100.0%	1,653	1,781	92.8%	2,753	2,936	93.8%	12,250	12,911	94.9%	15,003	15,847	94.7%	5,433	6,191	87.8%											
西彼	西海市	133	133	100.0%	8	100.0%	201	201	100.0%	342	342	100.0%	925	925	100.0%	1,267	1,267	100.0%	547	547	100.0%											
	長与町	212	213	99.5%	159	100.0%	138	138	100.0%	509	510	99.8%	2,204	2,343	94.1%	2,713	2,853	95.1%	963	1,126	85.5%											
西彼小計	時津町	273	273	100.0%	92	100.0%	71	97	73.2%	436	536	81.3%	1,656	1,737	95.3%	2,092	2,273	92.0%	724	840	86.2%											
	西彼小計	618	619	99.8%	333	77.8%	410	436	94.0%	1,388	1,388	92.7%	4,785	5,005	95.6%	6,072	6,393	95.0%	2,234	2,513	88.9%											
県央	諫早市	703	752	93.5%	459	68.6%	373	418	89.2%	1,629	1,629	85.4%	6,470	6,743	96.0%	7,861	8,372	93.9%	2,603	3,274	79.5%											
	大村市	594	607	97.9%	328	427	76.8%	677	693	97.7%	1,599	1,727	92.6%	6,074	6,354	95.6%	7,673	8,081	95.0%	2,265	3,003	75.4%										
県南	東彼杵町	42	58	72.4%			63	66	95.5%	63	66	95.5%	328	355	92.4%	391	421	92.9%	157	175	89.7%											
	川棚町	45	46	97.8%			142	146	97.3%	184	204	90.2%	637	665	95.8%	821	869	94.5%	312	350	89.1%											
県南小計	波佐見町	1,384	1,463	94.6%	886	72.6%	1,291	1,359	95.0%	3,318	3,708	89.5%	14,273	14,908	95.7%	17,591	18,616	94.5%	5,715	7,195	79.4%											
	島原市	246	247	99.6%			148	153	96.7%	394	400	98.5%	2,185	2,315	94.4%	2,579	2,715	95.0%	627	1,134	55.3%											
県北	雲仙市	229	309	74.1%			139	154	90.3%	368	463	79.5%	2,000	2,073	96.5%	2,368	2,536	93.4%	941	1,039	90.6%											
	南島原市	373	379	98.4%	36	100.0%	123	126	97.6%	532	541	98.3%	1,898	1,953	97.2%	2,430	2,494	97.4%	969	1,026	94.4%											
県北小計	南島原市	848	935	90.7%	36	100.0%	410	433	94.7%	1,294	1,404	92.2%	6,083	6,341	95.9%	7,377	7,745	95.2%	2,537	3,199	79.3%											
	平戸市	237	243	97.5%	28	100.0%	146	154	94.8%	411	425	96.7%	1,259	1,413	89.1%	1,670	1,838	90.9%	661	715	92.4%											
五島	松浦市	127	127	100.0%			100	103	97.1%	227	230	98.7%	1,084	1,144	94.8%	1,311	1,374	95.4%	489	569	85.9%											
	佐々町	131	131	100.0%			119	124	96.0%	250	255	98.0%	953	989	96.4%	1,203	1,244	96.7%	391	397	98.5%											
上五島	小値賀町	495	501	98.8%	28	100.0%	365	381	95.8%	888	910	97.6%	3,296	3,546	92.9%	4,184	4,456	93.9%	1,541	1,681	91.7%											
	新上五島町	151	155	97.4%	44	102.3%	17	229	97.4%	403	415	97.1%	1,432	1,490	96.1%	1,835	1,905	96.3%	345	345	100.0%											
市町小計	上五島小計	151	155	97.4%	44	102.3%	17	19	89.5%	17	19	89.5%	459	599	76.6%	655	798	82.1%	364	374	97.3%											
	香岐市	144	154	93.5%	157	98.7%	63	65	96.9%	364	378	96.3%	1,308	1,335	98.0%	1,672	1,713	97.6%	704	722	97.5%											
県立学校	対馬市	240	247	97.2%	72	76	94.7%	104	107	97.2%	416	430	96.7%	1,281	1,308	97.9%	1,697	1,738	97.6%	680	715	95.1%										
	市町小計	6,468	6,741	96.0%	1,712	2,043	83.8%	6,484	6,917	93.7%	14,664	15,701	93.4%	60,585	65,686	92.2%	75,249	81,387	92.5%	26,938	31,863	84.5%										
公立学校小計	県立学校																															
	公立学校小計																															
私立学校	私立学校																															
	私立学校																															
県全体	県全体	6,468	6,741	96.0%	1,712	2,043	83.8%	6,484	6,917	93.7%	14,664	15,701	93.4%	60,788	66,477	91.4%	75,452	82,178	91.8%	27,950	34,781	80.4%										

(R5.3.31現在)

令和4年度年代別のフッ化物洗口実施者の状況(市町別)

圏域	市町名	幼児施設設計						小学校(私立含・国立除く)						中学校(県立・私立含・国立除く)							
		4～5歳			6～11歳			6～11歳			12～14歳			12～14歳			12～14歳				
		対象者	実施者数	施設対象者数	実施者率	対象施設実施者率	対象者	実施者数	施設対象者数	実施者率	対象施設実施者率	対象者	実施者数	施設対象者数	実施者率	対象施設実施者率	対象者	実施者数	施設対象者数	実施者率	対象施設実施者率
長崎市	長崎市	5,679	3,728	3,914	65.6%	95.2%	18,817	15,435	18,795	82.0%	82.1%	9,933	7,666	9,536	77.2%	80.4%					
	佐世保市	3,630	2,753	2,936	75.8%	93.8%	12,703	12,344	13,009	97.2%	94.9%	6,678	5,802	6,733	86.9%	86.2%					
西彼	西海市	347	342	342	98.6%	100.0%	1,163	925	925	79.5%	100.0%	609	547	547	89.8%	100.0%					
	長与町	756	509	510	67.3%	99.8%	2,428	2,204	2,343	90.8%	94.1%	1,215	963	1,126	79.3%	85.5%					
中央	時津町	575	436	536	75.8%	81.3%	1,737	1,656	1,737	95.3%	95.3%	1,067	724	1,431	67.9%	50.6%					
	西彼小計	1,678	1,287	1,388	76.7%	92.7%	5,328	4,785	5,005	89.8%	89.8%	2,891	2,234	3,104	77.3%	72.0%					
諫早市	諫早市	2,322	1,391	1,629	59.9%	85.4%	7,303	6,470	6,743	88.6%	96.0%	3,882	2,925	3,946	75.3%	74.1%					
	大村市	1,971	1,599	1,727	81.1%	92.6%	6,252	6,074	6,354	97.2%	95.6%	3,168	2,265	3,003	71.5%	75.4%					
島原市	東彼杵町	92	63	66	68.5%	95.5%	364	328	402	90.1%	81.6%	198	157	198	79.3%	79.3%					
	川棚町	218	184	204	84.4%	90.2%	700	637	665	91.0%	95.8%	366	312	350	85.2%	89.1%					
南島原市	波佐見町	256	81	82	31.6%	98.8%	786	764	791	97.2%	96.6%	408	378	393	92.6%	96.2%					
	島原小計	4,859	3,318	3,708	68.3%	89.5%	15,405	14,273	14,955	92.7%	95.4%	8,022	6,037	7,890	75.3%	76.5%					
雲仙市	島原市	660	394	400	59.7%	98.5%	2,299	2,185	2,315	95.0%	94.4%	1,135	627	1,134	55.2%	55.3%					
	雲仙市	552	368	463	66.7%	79.5%	2,060	2,000	2,073	97.1%	96.5%	1,069	941	1,039	88.0%	90.6%					
南島原市	南島原市	540	532	541	98.5%	98.3%	1,909	1,898	1,953	99.4%	97.2%	1,025	969	1,026	94.5%	94.4%					
	南島小計	1,752	1,294	1,404	73.9%	92.2%	6,268	6,083	6,341	97.0%	95.9%	3,229	2,537	3,199	78.6%	79.3%					
平戸市	平戸市	410	411	425	100.2%	96.7%	1,392	1,259	1,413	90.4%	89.1%	732	661	715	90.3%	92.4%					
	松浦市	278	227	230	81.7%	98.7%	1,069	1,084	1,144	101.4%	94.8%	580	489	569	84.3%	85.9%					
佐々町	佐々町	296	250	255	84.5%	98.0%	975	953	989	97.7%	96.4%	462	391	397	84.6%	98.5%					
	北小計	984	888	910	90.2%	97.6%	3,436	3,296	3,546	95.9%	92.9%	1,774	1,541	1,681	86.9%	91.7%					
五島市	五島市	413	403	415	97.6%	97.1%	1,423	1,432	1,490	100.6%	96.1%	785	345	785	43.9%	43.9%					
	小値賀町	23	17	19	73.9%	89.5%	89	92	94	103.4%	97.9%	46	40	42	87.0%	95.2%					
上五島	新上五島町	187	196	199	104.8%	98.5%	598	459	599	76.8%	76.6%	352	364	374	103.4%	97.3%					
	上五島小計	210	213	218	101.4%	97.7%	687	551	693	80.2%	79.5%	398	404	416	101.5%	97.1%					
香岐市	香岐市	340	364	378	107.1%	96.3%	1,337	1,308	1,335	97.8%	98.0%	692	704	722	101.7%	97.5%					
	対馬市	386	416	430	107.8%	96.7%	1,296	1,281	1,308	98.8%	97.9%	687	680	715	99.0%	95.1%					
県全体	県全体	19,931	14,664	15,701	73.6%	93.4%	66,700	60,788	66,477	91.1%	91.4%	35,089	27,950	34,781	79.7%	80.4%					

* 対象者数は、令和4年10月1日現在の長崎県市町別年齢別推計人口、実施者率は、市町の年代別推計人口に対する実施者の割合 (注:市町からの実施者の報告が推計人口を超えている場合100%を超えています。)

* 施設対象者数は、令和4年度フッ化物洗口を実施している施設の対象者数、対象施設実施者数は、フッ化物洗口実施施設の中でフッ化物洗口を実施している者の割合

法律第九十五号（平二十三年八月十日）
歯科口腔保健の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（歯科医師等の責務）

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務）

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、歯・口腔^{くわう}の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の対策をはじめとする県民の全身の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、他県に比べ高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県内における歯・口腔^{くわう}の健康に関する地域間等の格差の是正を図るため、県民の生涯にわたる歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関し、その基本理念を定め、県の責務及び市町、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、県民等の役割を明らかにし、並びに歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する計画の策定について定めること等により、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康増進及び県民の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯・口腔^{くわう}の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて、自らむし歯、歯周疾患等の予防及び口腔^{くわう}機能の向上に取り組むとともに、適切な時期に必要な歯科口腔^{くわう}保健サービス、医療等を受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本県の特性に応じた歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町の役割)

第4条 市町は、基本理念を踏まえ、歯科口腔^{くわう}保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「歯科口腔^{くわう}保健法」という。）、健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）等の歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する法令の規定に基づく歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等の役割)

第5条 教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等（以下「教育関係者等」という。）は、基本理念にのっとり、県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

2 教育関係者等は、前項の目的を達成するため、県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりを支援するための研修等を実施するよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する労働者の歯科健診（健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する健診を含む。）及び歯科保健指導（以下「歯科健診等」という。）の機会の確保その他の歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者及びその被扶養者の歯科健診等の機会の確保その他の歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する知識を持ち、更に理解を深めるよう努める

ものとする。

- 2 県民は、県及び市町が実施する歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を活用すること、かかりつけ歯科医の支援を受けること等により、自ら歯・口腔^{くわう}の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画)

第8条 県は、県民の生涯にわたる歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健法第13条第1項に規定する計画として、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する基本的な計画（以下「長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 県は、長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画を定めようとするときは、あらかじめ歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する学識経験者の意見を聴くとともに、県民、市町その他歯・口腔^{くわう}の健康づくりに係る活動を行う関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

- 3 長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画の策定に当たっては、歯科口腔保健法第12条に規定する歯科口腔^{くわう}保健の推進に関する基本的事項を勘案し、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業支援計画その他の県が策定する歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する計画との調和及び連携に努めるとともに、離島、へき地及び中山間地域の地域性及び特殊性に配慮するものとする。

- 4 県は、長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画を定めたときは、速やかに、これを県民に公表しなければならない。

- 5 長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画は、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

- 6 第2項から第4項までの規定は、長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画の変更について準用する。

(市町歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画)

第9条 市町は、当該市町の実情に応じた歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策をより継続的かつ効果的に推進するため、長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画の内容を踏まえ、当該区域における歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する基本的な計画（以下「市町歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 県は、市町が市町歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画を定めようとする場合には、当該市町の求めに応じ、適切な情報の提供及び専門的又は技術的な助言を行うものとする。

- 3 県は、前項に定めるもののほか、市町歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画の策定状況等市町における歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の実施状況を勘案した上で、市町に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第10条 知事又は県教育委員会は、県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに教育関係者等との連携体制の構築に関すること。

- (2) 市町長又は市町教育委員会が行う効果的なむし歯予防対策、妊産婦及びその配偶者（婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）並びに乳幼児に対する歯科保健事業、学校歯科保健事業等を通じた県民の生涯にわたる歯科健診を含めた効果的な歯・口腔の疾患の予防及び健康づくりに関する施策の促進に関すること。
- (3) 第8条第2項の関係者が行う歯・口腔の健康づくりに関する取組の促進に関すること。
- (4) 歯科、医科、薬科及び多職種との適切な連携（歯科、医科、薬科及び多職種に係る医療機関、教育機関その他の関係者における相互の適切な連携をいう。）による歯・口腔の健康づくりに関する取組、細菌性又はウイルス性の疾患の予防という観点から、糖尿病を主とした全身疾患及び歯科疾患が関係する取組並びに周術期における口腔機能管理の適切な実施のための連携体制構築の促進に関すること。
- (5) 県民が定期的に歯科健診を受けることの勧奨その他必要な施策に関すること。
- (6) スポーツ、労働等によって生じる歯・口腔に関する外傷及び障害等の防止並びにこれらの軽減を図るための対策の促進に関すること。
- (7) 成人期（学生を含む。）における歯周病の予防対策の促進に関すること。
- (8) 医療的ケア児、医療的ケア者、障害児、障害者、要介護者等に対する適切な口腔健康管理に係る施策の促進に関すること。
- (9) 高齢者がフレイル状態（加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態をいう。）になることを予防するため、オーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態になることを未然に防ぐための取組をいう。）に係る施策の促進に関すること。
- (10) 児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の早期発見に資する歯科医療機関等との連携及び関係者の資質向上に関すること。
- (11) 災害発生時及び感染症まん延時における歯科保健医療等の提供体制の確保及び資質の向上に関する施策の促進に関すること。
- (12) 歯科衛生士をはじめとする歯・口腔の健康づくりの推進に従事する者の確保、養成及び資質の向上に関する施策の促進に関すること。
- (13) 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究の促進に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な施策の促進に関すること。

2 県は、前項各号に掲げる基本的施策を実施するため、市町、事業者、保険者、学校等が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動に対し、その設置する保健所による広域的又は専門的な見地からの情報の提供、助言等を行うものとする。

（効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進等）

第11条 県は、幼児、児童及び生徒に係る歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進に必要な措置を講ずるものとする。

2 知事又は県教育委員会は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校等においてフッ化物洗口等のフッ化物を用いた歯・口腔の健康づくりに関する取組が実施される場合は、各実施主体に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条に規定する学校保健計画又はそれに準じた計画に位置付け実施すること等その的確な実施のための必要な助

言を行うものとする。

(歯と口の健康週間)

第12条 県民の間に広く歯・口腔^{くわう}の健康づくりについての関心と理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、歯と口の健康週間を設ける。

2 歯と口の健康週間は、6月4日から同月10日までとする。

3 県は、市町と連携し、歯と口の健康週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県民歯科疾患実態調査等)

第13条 知事は、県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、国が実施する歯科疾患実態調査時に合わせて、県民の歯科疾患等の実態についての調査(以下「県民歯科疾患実態調査」という。)を行うものとする。

2 知事及び県教育委員会は、県民の幼児期からの歯・口腔^{くわう}の健康づくりを効果的に推進するため幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯周疾患の罹患状況等について、毎年調査を実施するものとする。

3 県民歯科疾患実態調査及び前項の調査は、その結果を公表するものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を推進するため、予算の範囲内で必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成22年6月4日から施行する。

(令和2年12月25日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。